

第 22 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	菊池市旭志 川辺字二東 沖987番 2ほか3筆	128,773. 74平方メ ートル	東京応化工業 株式会社	工業用地	1,674,058,620円

(提案理由)

菊池テクノパーク用地の一部を工業用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。